

岡山県公報

発行 岡山県



目次

部
改
正

○ 岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙

における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部改正

○ 公職選挙法等執行規程の一部改正

(以上県例規集登載)

【内水面漁場管理委員会】

○ 第二百四十八回岡山県内水面漁場管理委員会開催

担当課（室）

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 岡山県浄化槽水質管理実施要綱の一部改正 正 【告 示】 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 指定居宅サービス事業者の指定 ○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 ○ 〃 ○ 漁船保険付保義務発生のための同意の認定 【公 告】 ○ 公共測量の実施 ○ 公共測量の終了 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 【選挙管理委員会】 ○ 公職選挙法事務取扱規程の一部改正 ○ 岡山県選挙管理委員会文書保存年限の一	循環型社会推進課 健康推進課 〃 指導監査課 〃 〃 水産課 〃 監理課 〃 建築指導課 選挙管理委員会 〃	部改正 ○ 岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部改正 ○ 公職選挙法等執行規程の一部改正 （以上県例規集登載） 【内水面漁場管理委員会】 ○ 第二百四十八回岡山県内水面漁場管理委員会開催	〃 〃 内水面漁場管理委員会

令和6年9月3日 岡山県公報 第12631号

◎岡山県告示第三百九十八号

岡山県浄化槽水質管理実施要綱（昭和六十一年岡山県告示第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表第三第十二号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第三百九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年九月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

サエラ薬局 倉敷二号店

倉敷市老松町四丁目二―四四

令和六年九月一日

◎岡山県告示第四百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。
令和六年九月三日

指定を辞退した医療機関

岡山県知事 伊原 隆 太

名称

所在地

辞退年月日

（有）大手町薬局 メディカルスワミ

赤磐市河本一四一―一

令和六年九月一日

◎岡山県告示第四百一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和六年九月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

きやまヘルパーステーション

2 所在地

岡山県笠岡市山口二九〇五番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社きやまヘルパーステーション

2 所在地

岡山県笠岡市山口二九〇五番地

三 指定年月日

令和六年九月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇一〇四五

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第四百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年九月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 アルネ健康クラブ訪問介護サービスセンター
 - 2 所在地 津山市元魚町六〇―一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 株式会社アルネ健康クラブ
 - 2 主たる事務所の所在地 津山市元魚町六〇―一
- 三 廃止年月日 令和六年八月三十一日
- 四 事業所番号 三三一〇三〇〇二八四
- 五 サービスの種類 居宅介護

◎岡山県告示第四百三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年九月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 介護ステーションささい
 - 2 所在地 小田郡矢掛町矢掛二五八三
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 有限会社笹井ケアセンター
 - 2 主たる事務所の所在地 小田郡矢掛町矢掛二五八三
- 三 廃止年月日 令和六年九月一日
- 四 事業所番号 三三一二八〇〇〇四二
- 五 サービスの種類 居宅介護、重度訪問介護

令和6年9月3日 岡山県公報 第12631号

◎岡山県告示第四百四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和六年九月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 九幡加入区

〔四六五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年九月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

新見市土橋地内	測 量 区 域
公共測量（用地測量）	測 量 の 種 類
令和六年八月二十二日から 同年十月三十一日まで	測 量 期 間

〔四六六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年九月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山市北区下足守 地内	測 量 区 域
公共測量（三級基準点測量及び四 級基準点測量）	測 量 の 種 類
令和六年七月三十一日	終 了 年 月 日

令和6年9月3日 岡山県公報 第12631号

〔四六七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年九月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字金井戸一六六二番二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区原尾島八五九番地三リーリエ原尾島二〇三

石川 大夢

三 許可年月日及び許可番号

令和六年五月二十二日岡山県指令建指第七五号

◎岡山県選管告示第五十三号
公職選挙法事務取扱規程（昭和五十一年岡山県選管告示第三十四号）の一部を次のように改正する。
令和六年九月三日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

様式第四十一号中「男・女」や証し「事由に」や「いずれかの事由に」並びに「下記の記載」や「これ」並びに

不在者投票の事由（次のアからサまでのうちのいずれかに○を付してください。）

1	仕事等	ア. 仕事 イ. 学業 ウ. 地域行事の役員 エ. 本人又は親族の冠婚葬祭 オ. その他（具体的に記載してください。…）
2	レジャー・用事等	カ. 本市町村以外に外出・旅行・滞在 キ. 本市町村内の私の属する投票区の区域外に外出・旅行・滞在 （具体的な場所を記載してください。…）
3	病気等	ク. 疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難 ケ. 刑事施設等に収容
4	住所移転	コ. 住所移転のため、本市町村以外に居住
5	悪天候等	サ. 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

- 「
- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
 - 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
 - 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
 - 交通至難の島等に居住・滞在
 - 住所移転のため、本市町村以外に居住
 - 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難
- 」

交	付	事	由	号	別	
郵	・	直	月	日	時	分

交	付					
郵	・	直	月	日	時	分

を

に

「

「

「

交付の方法及び時		事由	
	郵・直		
	郵・直		
	郵・直		
	郵・直		

を

「

交付の方法及び日時		郵・直	
		郵・直	
		郵・直	

に改め、同様式その二中

「

交付の方法及び時		事由	
	郵・直		
	郵・直		
	郵・直		
	郵・直		

を

「

交付の方法及び日時		郵・直	
		郵・直	
		郵・直	

に改める。

郷・宣

様式第七十四号中

1 号	号 ・ 浦
2 号	号 ・ 浦

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

を

2 号	号 ・ 浦
--------	-------------

に改める。

◎岡山県選管告示第五十四号

岡山県選挙管理委員会文書保存年限（昭和五十九年岡山県選管告示第九号）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表第一分類7の項中

10

を

5

に改め、同9の項中

岡山県選挙管理委員会
5

を

に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和六年度以降に完結した文書から適用する。

◎岡山県選管告示第五十五号

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程（平成六年岡山県選管告示第十一号）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

様式第四号その二備考1中「田動世登録中又は世西縣中のうち」を「田動世登録中のうち」に改める。

様式第五号備考4中「160,000枚」を「145,000枚」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第五十六号
公職選挙法等執行規程（平成八年岡山県選管告示第十九号）の一部を次のように改正する。
令和六年九月三日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

様式第二十八号及び様式第二十九号中

使用する施設の名称	
-----------	--

を

使用する施設の名称
（当該施設における使用すべき会議室等の名称）

（		）
---	--	---

に改める。

様式第三十号中

使用する施設の名称	
-----------	--

を

使用する施設の名称
（当該施設における使用すべき会議室等の名称）

（		）
---	--	---

に改める。

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第一号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百四十八回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

令和六年九月三日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

一 日時 令和六年九月二十五日（水）

午後一時三十分から

二 場所 岡山市北区駅前町二丁目三番三十一号

サンビーチ岡山

TEL（〇八六）二二五―〇六三一

三 議題

報告事項一 内水面資源の回復に向けた岡山県水産研究所の取組について

報告事項二 岡山県内水面漁業調整規則の改正予定について